

九州大学名誉教授法学博士荒木誠之先生は、平成二四（二〇一三）年一〇月一二日、めでたく満八八歳にられました。先生は、大正一三（一九二四）年に熊本県飽託郡川口村（現在の熊本市南区天明町）でお生まれになり、中学濟々餐を卒業後第五高等学校に入学され、戦局急を告げる昭和一九（一九四四）年九月、戦時措置による繰り上げで同校を卒業され、ただちに召集により飛行科予備学生として土浦海軍航空隊に配置されて軍務に服されました。先生は、高等学校卒業後九州帝国大学法文学部法学科に入学されましたが、軍務のため、登学は戦争終結後の昭和二〇（一九四五）年一〇月のことでした。

先生は、昭和二三（一九四八）年に九州大学を卒業され、菊池勇夫博士の指導の下で同大法文学部副手、助手を務められ、昭和二六（一九五一）年に熊本大学法文学部専任講師となられて労働法と社会保障法の科目を担当されました。先生は、同大学助教、教授を務められた後、昭和四四（一九六九）年に九州大学法学部に配置換えにられました。九州大学で先生は、主として、社会保障法に関する教育研究活動に従事され、大学院法学研究科では多数の大学院生の研究指導に当たられ、昭和六三（一九八八）年三月末をもって定年により退官され、九州大学名誉教授の称号を授与されました。先生は九州大学退官後、姫路獨協大学法学部教授、熊本学園大学社会福祉学部教授、宇部フロンティア大学客員教授を務められ、各大学においても教育研究上の重要な役割を果たされました。

先生のご専門は社会法学であり、その視野は労働法と社会保障法の両領域に広がっています。初期には不当労働行為法を中心とする労働団体法および労働保護法に関する研究、中期には労災補償法の研究から社会保障法の研究への発展、後期には社会保障法の新しい展開が労働法に与える影響へと、一貫して社会法の視点から労働法と社会保障法の独自性と相互関連性に着目した開拓的・独創的研究を積み重ねてられました。とくに、労災補償法の研究および社会保障法の研究は先生の研究の中核をなしています。前者は「労働者災害補償法の研究」としてまとめられ、これにより法学博士の学位が授与され（九州大学、一九六一年、この論文は「労災補償法の研究」（総合労働研究所、一九八一年）に収められました。後者は「社会保障の法的構造―その法体系試論―」（熊本法学五号、同六号）としてまとめられ、これに対して社会保障研究奨励賞が与えられ（大内基金、一九六七年、この論文は『社会保障の法的構造』（有斐閣、一九八三年）に収められました。先生の社会保障法理論のエッセンスは『社会保障法読本』（有斐閣、一九八三年）において簡潔・明瞭に示され、本書は度々の版を重ねることになりました。先生の労災補償の生活保障理論および社会保障の法体系論は、いずれも後進の研究者にとって避けることができないものであって、今日においてもその指導的理論としての役割には大きなものがあります。社会保障法に関する先生の理論は社会保障法学会のバックボーンになっていると言っても過言ではないでしょう。後期の研究は『生活保障法理の展開』（法律文化社、一九九九年）にまとめられています。また先生は、第四〇回日本社会保障法学会（二〇〇一年）および第一一三回日本労働法学会（二〇〇七年）での特別講演を依頼され、前者では「私の社会保障法学への途」（日本社会保障法学会誌一七号）、後者では「労働関係と社会保障法―その特質と相互作用―」（日本労働法学会誌一一〇号）と題する講演を行われました。先生はご高齢になられても執筆活動を継続されており、近年は「社会保障法の形成期―制度と法学の歩み―」（岩村正彦・菊池馨美編『社会保障法研究創刊第一号』信山社、二〇一一年）を執筆されました。

先生の学風は現実の社会経済的基盤とその法的反映である実定法から遊離せず、しかしその法現象に埋没することなく、法の歴史的・理念的発展を踏まえながら常に現実の立法を指導する透徹した理論的考察にあると言えるでしょう。それだけではなく、社会保険および社会福祉に関し、地域における人々の生活の実情について調査を行ったの実証的研究が行われたことは重要であります。そして先生の研究の基本にあつたのは、憲法の社会的基本権と

くに第二五条の生存権理念を一貫して重視し、この理念の実定法における浸透と定着を法理的に解明しかつ推進することにあつたと考えられます。先生の研究は後進の研究者に大きな影響を与え、近年においても先生の研究業績を新しい法現象を踏まえながら再検討・再評価することが行われています。先生の研究者としての活動はすでに六〇年を超える長期にわたっており、この間、社会法研究者として密度の濃い研究活動を絶えることなく継続されてきたことはまことに驚くべきことであり、後進の者はこのことを胸に刻む必要があります。

先生の学術的貢献は学会活動などにおいても顕著なものがありません。先生は、長年にわたって日本労働法学会理事を務められ、日本社会保障法学会ではその前身である社会保障法研究会の設立発起人の一人であり、同学会創設の当初からその理事となられ、その後二期にわたって代表理事を務められて日本社会保障法学会の充実・発展に大きく貢献されました。また先生は日本學術会議会員として(二期)、日本の學術振興に寄与されています。

大学では、熊本大学および九州大学において評議員を、九州大学では法学部長を、熊本学園大学では大学院社会福祉学研究所長を務められ、大学運営においても多大の貢献をされた。

社会貢献活動では、社会法研究者として比較的若い時期から近年に至るまで多数の委員会委員などを務められました。代表的なものは、熊本大学在職中の熊本県地方労働委員会委員(公益・会長代理)、熊本地方最低賃金審議会委員(公益)、九州大学に移られて以降の福岡県地方労働委員会委員(公益・会長代理)、福岡県ILO協会会長でしょう。とくに、熊本県地方労働委員会委員の時期には、新日本窒素株式会社における安定賃金をめぐる大争議のあつせんというきわめて困難な任務を遂行されてその解決に導かれました(研究記録・安定賃金争議と労働委員会あつせんをめぐって「水俣学研究所創刊号」)。この記録は先生のお人柄と力量を読む者に理解させ、胸を打つものがあります。

先生の多年にわたる教育研究活動および社会貢献活動の顕著なご功績に対して、藍綬褒章(一九七九年)および勲二等瑞宝章(二〇〇二年)が授与されています。

大学院で先生のご指導を受けた者が、平成一八(二〇〇六)年秋に、佐賀県唐津市のホテルに先生をお招きして先生のご長寿を祝賀する研究会を開催しました。その後、この研究会は荒木理論研究会と自称してほぼ毎年一回のペースで行われてきましたが、先生が満八八歳をお迎えになる時期が近くなってきた頃に先生の米寿をお祝いする論文集を出版する企画が持ち上がり、有志で協議の上この企画を進めることになった次第です。この企画では、先生の社会保障の法理論の一つの特色が労働法あるいは労働関係との相互関連性に向けられていたという理解から、これが本書のタイトルとなり、執筆者は大学院で指導を受けた者を中心としてこれを依頼することになりました。そのようなことで、執筆者が限られて本書は先生のご功績の大きさに比すと大変申し訳ないことになりましたが、ご海容のほどをお願いする次第です。

なお西村健一郎教授は、荒木先生が京都大学大学院に非常勤講師として出講されて以来ご縁が深くしかも労災補償法研究の第一人者であるということから執筆をお願いしましたところご快諾され、早期に原稿をお寄せ頂きました。ここに深く感謝の意を表します。

最後になりましたが、この企画の推進にご理解頂きました煩瑣な仕事をお引き受け頂きました法律文化社および直接担当して頂きました編集部の小西英央氏に厚く御礼を申し上げます。

二〇二二(平成二四)年一〇月

荒木誠之先生米寿祝賀論文集刊行委員会

代表 良永彌太郎

柳澤 旭